

少年法改正の経過

少年法改正の経過

【平成12年改正】（平成12年法律第142号）

- 少年事件の処分等の在り方の見直し
 - ・ 刑事処分可能年齢の引下げ（16歳以上から14歳以上に）
 - ・ 少年院における懲役又は禁錮の執行を可能とすること（16歳未満）
 - ・ いわゆる原則逆送制度の導入 等
- 少年審判の事実認定手続の適正化
 - ・ 検察官及び弁護士である付添人が関与した審理の導入 等
- 被害者への配慮の充実
 - ・ 被害者等による記録の閲覧・謄写制度の導入
 - ・ 被害者等の申出による意見の聴取制度の導入 等

【平成19年改正】（平成19年法律第68号）

- いわゆる触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）に係る事件の調査手続の整備
- 14歳未満の少年の少年院送致を可能とすること
- 保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等の整備
- 国選付添人制度の導入

【平成20年改正】（平成20年法律第71号）

- 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大
- 被害者等による記録の閲覧・謄写の範囲の拡大
- 一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の導入
- 家庭裁判所が被害者等に対し審判の状況を説明する制度の導入
- 成人の刑事事件の管轄の移管等

【平成26年改正】（平成26年法律第23号）

- 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大
- 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し
 - ・ 不定期刑に関する規定の見直し
 - ・ いわゆる無期刑の緩和刑に関する規定の見直し